

平成 22 年 5 月 20 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20730056

研究課題名（和文）非営利企業のファイナンスとガバナンス

研究課題名（英文）Finance and Governance of NPO enterprises

研究代表者

松井 智予（MATSUI TOMOYO）

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70313062

研究成果の概要（和文）：非営利企業における権限分配のあり方（ガバナンス）および資金調達の方法（ファイナンス）について、営利企業のそれを参照しながら検討し、非営利企業の事業の内容と、事業体のなかで労働・金銭などの出資財産が占める重要度によって、課題が全く違うことを指摘した。また、会社法におけるいくつかの判例につき、非営利法人における問題の共通点と相違点を考察した。

研究成果の概要（英文）： This research project found that NPO enterprises had various governance problems, much of which are accounted for by its type of activities. This project also analyzed some corporate case laws and examined their implication to similar NPO legal problems.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：非営利法人・ガバナンス・資金調達

## 1. 研究開始当初の背景

平成 16 年の商法改正に伴い、商法・会社法が営利法人にのみ適用されるとする考え方に整理が必要となっていた。また、平成 20 年時点では、民法分野において一般法人・一般財団法人が施行され、非営利法人に関する法律の解釈論が深まる時期でもあった。

これらにより、公益法人を個別に審査・許

可してきた制度から、準則主義で雑多な目的をもった非営利法人が設立される制度へと日本の制度が大きく転換したため、こうした多様な法人の事業活動の公益性判断を横断的に行えるよう租税制度が整備されることとなっていた（平成 17 年 6 月税制調査会基礎問題小委員会・非営利法人ワーキンググループ報告書「新たな非営利法人に関する課

税及び寄付金税制についての基本的な考え方」参照)。つまり、アメリカにおける租税法を通じたNPO法人のガバナンス面の規律という方向性が日本でも導入されつつあったと評価できる。

学会では、たとえば、商学の分野で、後述するGlaeserの学説をいち早く紹介するものとして中島隆信「わが国法人の組織形態とガバナンス 非営利法人を中心に」(PRI Discussion Paper Series No.04A-13,2004)など、があり、商法・民法改正の前後から問題が提起され始めていた。また、法学の分野においても、私法学会のシンポジウムの一部で非営利法人のガバナンスが議論されるなど、その検討の必要性が認識されつつあった(2006年日本私法学会シンポジウム・神作裕之報告「会社の機関一選択の自由と強制」「新会社法の意義と問題点」(2006年10月9日、大阪市立大学))。

## 2. 研究の目的

(1) 上記のような背景にかんがみて、研究においてはこの当時のアメリカの学説を法学の分野で紹介することが有益と考えられた。アメリカにおいては、2003年にE. L. Glaeser ed., "The Governance of Not-For Profit Organization", Chicago, The University of Chicago Press が刊行され、オーナーシップコストについて整理する古典的名著であるHansmannの"The Ownership of Enterprise" Cambridge, Massachusetts, The Belknap Press of Harvard University Press (1996)以降の研究成果を世に問うていた。しかし、アメリカのガバナンス論は教会・病院・大学・美術館や図書館・自然保護等団体といった大規模な特定分野の事業体を念頭に展開している。同書も、冒頭の枠組みは比較的普遍的であるが、各論はこうした特殊性に左右される部分が多いように思われた。加えて、日本ではアメリカでNPOガバナンスの中心分野として議論されるこれらの法人は、宗教法人、医療法人、学校法人などの特殊法人としてそれぞれ別の法律で規定されてきていたため、日本の一般NPO法人は、ボランティアで構成され、不動産や書籍・美術品などの大きな資産基盤をもたない小規模・脆弱なものがほとんどであった。アメリカでの議論を、こうした日本の特質に合わせて展開できるガバナンス論にブレイクダウンすることが本研究の最初の目的となった。

(2) なお、NPO/NGOのなかでの資源の価値を考える一方で、NPOやNGOが社会の価値観に対してもたらす影響についても考えることを目的とした。NPOらは、会社が追求する

経済的利益以外の価値(たとえば食品の安全とか、環境保全など)を追求するため、通商の自由など、取引を促進する諸価値としばしば対立する。貿易分野では、遺伝子組み換え食品の輸入規制や産地限定によるブランド化などといった施策と、WTOの自由貿易のとの抵触についての法的判断基準が真剣に議論されているが、輸入品の不買運動などは、往々にして国内産地の振興による安全な農作物の増加などを目的とするNPO/NGO団体によって支えられている。また、そうした活動を持続的に行っていくために、ブランド化された製品を取り扱うことによる収益事業化などがビジネスモデルとして称揚されており、従来の医療や教育といった分野以外の分野でも、営利性の高い事業体が出現し始めていた。こうした事業は、本研究に先行するCSR研究が取り扱った、会社における社会的責任を意識し(かつ集積性も維持し)た事業運営と本質的に通ずるものがある。したがって、そのガバナンス課題についても類似するところが多いと思われた。

## 3. 研究の方法

当初の研究計画では、初年度で、アメリカのNPOガバナンスの議論を、こうした日本の状況にも当てはまるより普遍的なものに作り替え、次年度で日本のNPO法人の現状を把握し当該議論の該当性を検証することとしていた。しかし、特例民法法人・約2万人という状況のなかでフィールドワークをすることのむずかしさ、および研究者の個人的事情により、初年度の研究が終了したのちも引き続き基礎的理論の精緻化に努めるよう研究計画を変更し、現状の調査事業に代えて判例分析等を通じたNPOガバナンスの課題検証を行うこととした。

## 4. 研究成果

### (1) 研究の主な成果と米・日の議論におけるその位置

基礎研究により、大要以下のような事実が明らかとなった。

アメリカの議論は、それぞれの事業体の内容に特化して展開されているが、より普遍的な議論へ作り替えることが可能であることが判明した。すなわち、事業体においては、その事業内容によって必要とされる資源の配分が異なる。医療であれば医療者の技術が、美術館であれば所蔵する美術品が、その事業体の価値の大きな部分を占めることになる。そして、それを出資するもの(病院では医者、美術館では美術品寄贈者)が、当該事業体において大きな発言権を持つことになる。また、

その資源が当該事業分野のなかで過剰に蓄積されれば（たとえば、景観保存のための土地寄付）、利用者（顧客者）をひきつける力が弱まるため、寄付者の影響力を排除して業務執行者による経営の自由度をあげることが必要になる。

このように、事業分野ごとに異なる特質と課題について展開されている議論を、普遍化して再構成すると、非営利法人と会社とでガバナンス課題の種類はそう異ならないのではないかと理解される。すなわち、会社における株主ガバナンスの議論は、金銭出資の会社における重要性を法上に体现したものであるが、現実には会社に不足する資源（労働力、原料、技術、固定顧客など）の影響を強く受けている。そこで、会社法の判例法の理論を解釈しつつその非営利法人への適用可能性を考察することが可能となった。

次に、そうはいつでも会社と本質的に異なる点（留保利益の出資者に対する払い戻しが禁止され、したがって株式市場で資金調達ができない）の考察が必要であることが改めて明らかになった。注意すべきはこの特徴がCSR事業とも大きく異なることである。営利企業の一部で行われるCSR事業は、長期的な安定性・収益性に優れるとしてSRI投資の重要な対象である。一方で、同様の活動を行っており、したがって内部留保をためることも論理的には可能な非営利法人については、留保利益の払い戻しができないために株式市場で資金調達ができない。小規模事業者であれば、特定の少数株主の出資しか受けられず、結果として彼らの利益の為に運用されることとなり、公益性ゆえに税制優遇を受けるNPOとしての性格に反することになるから、この規制自体は不都合ではないだろう。しかし、一方で、営利企業においては、リターンを求める株主を一方の極に持ちながら、経営者の広い経営判断の裁量はその声を遮断し、公益的な事業に会社が寄付や事業展開を傾けてゆくことが実際上可能になっている。これと、上述したNPOの実情—たとえば、景観を保護して不動産を運用する事業で、土地の寄付者の発言権が強いなど—とは均衡を欠く。

アメリカでは、こうした資産の過剰な集積を受けて、寄付者の手から非営利団体の運営の独立性を守ろうとするALIの非営利法人法草案が起草中である。日本では、こうした議論はいまだ議論の緒にもついておらず、NPO団体の国内事業活動におけるインパクトの違いが両国の差の大きな原因となっていることが理解された。

## (2) 今後の展望

NPOガバナンスにおける事業執行者の自由度を確保するための法制度は、今後重要になってくるだろう。日本には寄付文化が根付いておらず、非営利・公益に資する事業分野は寄付者の影響力が強くなる以前に寄付者が不在という状況にある。これは、一見すると経営者の裁量範囲を広げるもののように見える。しかし、営利企業のように報酬が入らないことから、現実には業務執行能力のある人材が経営に携わらず、素人による非常勤のボランティアが事業を行っており、そもそも経営のための戦略的な人員配置（ガバナンス）自身が成立していないことが多い。

しかし、昨年の民主党政権誕生前後から、NPOに対する寄付金優遇が導入されるなど、寄付文化の導入が強く叫ばれている。日本で大口の寄付が行われるようになることで、寄付者は寄付金の効率的執行を求めることになる。一度寄付者の影響力が強まる過程を通してガバナンスが確立するわけであり、アメリカと同様の視点からの立法論を展開するのはその後であろうと思われる。

また、研究の目的で書いたとおり、NPOの活動は、自由貿易の価値観としばしば抵触する。非営利活動に対する寄付文化の醸成、あるいは非営利活動への積極的参加を奨励することは、自由な取引と相容れない価値観が育つことを奨励することでもある。民間の運動は貿易障壁とはみなされないため、現在のところは問題とならず、したがって研究成果には結びついていないが、たとえばNPOが主張する基準による遺伝子組み換え作物の輸入制限がWTOで問題となったり（WTOパネル2006年2月7日採決参照）、NPOの推進するエコ製品購買運動を補助金等で支援した場合にそれが貿易障壁となるなど、将来的に気をつけなくてはならない分野が多いことは注意しなくてはならない。こうした分野を引き続き注視していくことが、今後の課題となる。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

1. 松井 智予 「子会社の会計帳簿等の閲覧不許可事由（競業利用）における主観的意図の要否」私法判例リマークス 第40号（2010）上 70-74頁 査読無
2. 松井 智予 「取締役会決議を欠く重要な業務執行と無効の主張適格」民商法雑誌 141巻3号（2009）361-374頁 査読無

3. 松井 智予「株式分割と株式無償割当ての意義と違い」会社法の争点（2009）76  
—77頁 査読無

[図書] (計1件)

1. Luke Nottage et.al. eds.  
(Tomoyo Matsui Contribution ch. 5)  
Corporate governance in the 21st century : Japan's gradual transformation Ch. 5 Corporate Governance and Closely-held Companies in Japan : The Untold Story pp108-128 (2008/ page total 288)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松井 智予 (MATSUI TOMOYO)  
東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号 : 70313062

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし